

出欠席

各校の実情に合わせて
ください。



欠席・遅刻・早退について

◆学校を欠席（遅刻）する場合、どうすればいいの？◆

登校時間の●時●●分までに保護者の方から学校に以下のことを連絡してください。

- ①何年何組の誰が欠席（遅刻）するのか。
- ②どうして欠席（遅刻）をするのか。
- ③その他連絡事項（遅刻して登校できるが、体育は見学させて欲しい。など）

◇学校からの連絡事項や配布物がある場合は、学校から電話や家庭訪問で連絡をします。

◆授業中に子どもの体調が悪くなった場合はどうなるの？◆

登校してからお子さんの体調が悪くなった場合、保健室で休ませてから判断し、早退させることとなります。以下のことに注意してください。

- ① 原則、ご家庭のどなたかに迎えに来ていただくことになっています。家庭連絡票の緊急連絡先に、確実に連絡のとれる連絡先を記入しておいてください。
- ② お子さんは保健室で休ませているか、職員室で待機させています。迎えに来ていただく場合は、職員室までお越しください。

忌引・出席停止について

◆身内に不幸があり、葬儀のために学校へ行けない。どうしたらいいの？◆

親族の不幸のため、やむをえず学校を休む場合は、「欠席」ではなく「忌引」となります。忌引として認められる日数は、生徒と亡くなった親族の方との関係により異なります。

本人との関係	認められる日数
父母	7日
兄弟姉妹、祖父母	3日
伯叔父母、その他	1日

※ 土・日・祝日も
日数に含まれます。

◆インフルエンザだと診断され、学校に行ってはいけないと言われた。欠席になるの？◆

インフルエンザなど、特定の伝染病に感染してしまった場合は、他の生徒への感染を防ぐために医師の許可があるまでは登校できなくなります。このような場合を「出席停止」といいます。

第一種伝染病	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、SARS・コロナウイルスによる重症急性呼吸器症候群、痘瘡、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、トリインフルエンザ等
第二種伝染病	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、おたふくかぜ、風疹、みずぼうそう、プール熱、結核
第三種伝染病	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、りんご病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

※ 学校が連絡を受けた日から出席停止となりますので、感染の疑いがある場合は早急に診察を受けてください。

※ 医師の診断書は必要ありませんが、医師から治癒したと言われたら、治癒報告書を学校に提出してください。

日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センターは、学校管理下における生徒の災害に関する医療費や見舞金の給付を行うなど、心身共に健康な児童生徒の育成に役立てることを目的としています。これに加入しますと学校でけがなどをした場合、医療費や見舞金等の給付が受けられます。

金額変更の可能性有。
1月頃に分かる予定。

◆加入手続きはどうするの？◆

毎年、入学案内や学年便り等で加入手続きについてお知らせしています。児童生徒が加入し、一年ごとに掛け金を支払います。年間、一人945円の掛け金が必要ですが、一宮市では485円の公費補助があり、保護者の方には460円を負担していただくことになります。

(転校した場合、すでに掛け金を支払っていたのであれば再び掛け金を支払う必要はありません)

◆どんな場合に、給付が受けられるの？◆

学校の管理下(各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中、登下校中など)における、児童生徒の負傷、疾病に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもの	治療にかかった費用全体の1割が給付されます
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもの のうち文部科学省令で定めるもの 〔給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病〕	

- ◇ 障害、死亡についても災害の範囲に依りて見舞金が給付されます。
- ◇ 保護者が生活保護法による保護を受けている場合、児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ◇ 災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。この間に請求がないと時効によって請求権がなくなります。
- ◇ 損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

◆申請する場合はどうしたらいいの？◆

保護者の方に「医療等の状況」という用紙をお渡しします。この用紙に病院で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。この用紙を学校からセンターに提出します。給付金の請求は毎月初めに行いますので、治療が翌月にかかる場合は、新たに用紙をお渡ししますのでお知らせください。

◆給付金の受領はどうするの？◆

給付金は請求手続き後、支給されるまでに3か月から4か月ほどかかります。学校に給付通知書が届きしだい保護者あてに給付金受領のお知らせをします。保護者の方は印鑑(スリッパ印不可)を持参して学校へ受領に来てください。

各校の実情に合わせて
ください。



転校(転居)の手続き



◆引越しがまりました。どんな手続きをするの?◆

～本校から校区外への転出～

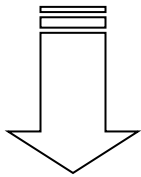
転居が決まったらできるだけ早く学校へ連絡してください。

(新しい住所や学校名・転居の時期など、分かっているとお知らせください。)

学校では、転校に必要な書類の作成や教材費等の精算をします。

◇転居前に・・・

- ・教材費の精算をします。
- ・学校で次の書類を受け取ります。
①「在学証明書」



◆転校される方へ◆

転居が決まったら、保護者の方からも転居先の学校へ連絡をしてください。

◇転居後は・・・

- ・転居先の市区町村役場等で転入及び転校の手続きをします。
③「入学通知書」を受け取ります。
 - ・転校先の学校へ行き、書類①・②・③を提出します。
- ※住民票の異動をすると、その日から転居先の

◆2学期途中に引越しをします。 今学期中は今の学校に通わせたいけれど…◆

在学中に校区外に引越しをした場合、お子さんは住所により指定された学校に就学するのが原則ですが、教育上配慮が必要な場合は、保護者の申請により、区域外就学(市外転出)または学区外通学(市内転出)が認められる場合があります。

このような場合は、事前に学校へご相談ください。

電話ではこんなことを
伝えるといいですね

- ・児童名、学年、生年月日
- ・保護者名
- ・転校前の学校名
- ・転校する日(予定)
- ・保護者連絡先(転校前・後)



◆今まで使用した教科書はどうする?◆

転居先の学校でも同じ教科書を使用する場合は、持っている教科書を引き続き使います。引越しの際に処分しないようご注意ください。

また、転校先でもスポーツ振興センターは引き続き加入しますのでご安心ください。

◆引越したけれど学校は同じ。 学校へ連絡したほうがいい?◆

～本校の校区内の転居～

転居が決まったらできるだけ早く学校へ新しい住所をお知らせください。



※一宮市 学校教育課のホームページもご覧ください。

就学援助制度

お子さんを学校へ通わせる上で必要な費用を支払うことが、経済的に難しいご家庭に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。



◆どういう場合に援助が受けられるの？◆

主な認定要件として、以下の項目があります。

生活保護を受けている方
市民税が非課税または減免された方（世帯全員について）
個人事業税または固定資産税が減免された方
国民年金保険料の掛け金が免除された方（保護者全員）
国民健康保険税が減免または徴収猶予された方
児童扶養手当が支給されている方
上記には該当しないが、所得が教育委員会の定める基準以下の方

詳しいことは教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。

◆どんな援助が受けられるの？◆

学校給食費、入学時の学用品費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、児童会費、PTA会費、クラブ活動費、医療費などが支給されます。

◆援助を受けるにはどうしたらいいの？◆

申請書に必要事項を記入、押印し、お子さんの通っている小中学校または、教育委員会学校教育課（市役所本庁舎4階）へ提出します。

申請書は、各小中学校または、教育委員会 学校教育課にあります。

◆いつから援助を受けられるの？◆

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月1日より援助を開始します。

◆気をつけることはありますか？◆

転出される場合や認定要件がなくなったり、世帯に変更があったりした場合などは、速やかに学校または、教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

◆どこに問い合わせたらいいの？◆

一宮市教育委員会 学校教育課（市役所本庁舎4階）へお問い合わせください。

<電話 85-7072>

給食

学校給食は、栄養のバランスの取れた魅力ある食事を児童に提供し、望ましい食習慣の形成と心身の健全な発育に資することを目指しています。本校の給食は北部調理場より配送されています。給食の内容は、主食（米飯・パン・めん等）、牛乳、主菜と副菜（おかず）です。時々デザートもつきます。学校栄養士が児童の健康を考え作成した献立表を毎月配付します。



◆給食の準備には何が必要？◆

給食がある日は、ナフキンを用意しましょう。ナフキンは袋に入れて持ってきます。毎日清潔なものを準備しましょう。

給食当番になったときは、給食帽子・エプロン・マスクも用意しましょう。

◆長期に欠席するときの給食はどうするの？◆

あらかじめ欠席が分かっている場合は、給食を止めることができます。

また、インフルエンザなど出席停止の場合は、ご連絡をいただいた時点で、給食を止める手続きをします。

いずれにしても、手続きに3日程度かかりますので、お早めに担任までお知らせください。

給食費は1食285円です。給食を止めた場合はその食数分を減額して集金します。給食費は教材費等とともに毎月、集金日に口座引落しをします。

(学校の集金 参照)

◆アレルギーが心配です◆

たまご・牛乳・そばなどのアレルギーがある場合には、担任まで連絡をお願いします。保護者の方は、配られる献立表でも確認をしていただき、十分注意していただきますようお願いいたします。

◆台風の際の給食は？◆

台風等で前日までに給食の中止が分かっている場合は、文書でお知らせします。

食育

偏った栄養摂取や朝食を食べないなど、子どもたちの食生活の乱れが増えています。子どもたちが望ましい食習慣や食の知識を身につけることができるよう、学校では食育に取り組んでいます。栄養教諭や栄養士が教室で直接指導をすることもあります。

学校運営の経費

学校教育にかかる費用には、一宮市で負担している経費（公費）と保護者の方に負担していただく経費（私費）があります。保護者の方に負担していただく経費については学校徴収金として毎月集金させていただきます。

◆保護者負担となる経費（私費）◆

本校での保護者負担となるものには主に次のものがあります。基本的な考えとしては、児童個人の所有となるもの、個人に還元されるものは私費として考えています。

（学校徴収金 参照）

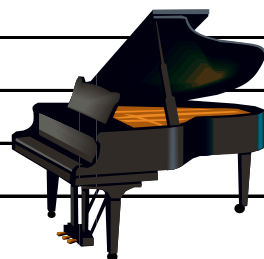
給食費、習字用具代、算数セット代、水彩用具代、理科用実験キット代
 図画工作実習材料費、彫刻刀代、鍵盤ハーモニカ代、リコーダー代、クレヨン代
 裁縫用具代、家庭科実習材料費（調理・被服）、給食用帽子代、芸術鑑賞代
 副教材費、副読本費、夏休み・冬休み日誌代、学用品費（ノート、文房具等）
 クラブ活動費（実習がある場合のみ）、遠足・野外活動・修学旅行費
 卒業アルバム代、日本スポーツ振興センター掛金、フッ素イオン導入代 等



◆一宮市で負担している経費◆

一宮市の学校配当予算には主に次のものがあります。（全ては記載されていません）

賞品代	運動会等の行事に生徒へ配付するノートなどを購入します。
消耗品費	授業、行事等に必要な消耗品を購入します。
消火器薬品費	粉末消火器の薬品を定期的に詰め替えています。
燃料費	家庭科や理科室のプロパンガス代、ストーブの灯油代です。
印刷製本費	学校新聞等の印刷代です。
光熱水費	電気、上下水道、都市ガス代です。
器具修繕費	備品の修理代です。
施設修繕費	校舎等の修理代です。
医薬材料費	学校で使用する医薬品を購入します。
通信運搬費	電話代、切手代です。
手数料	学校の樹木剪定、ピアノ調律、消火器点検の手数料です。
電子複写機使用料	コピー機の使用料です。
教材備品購入費	授業で使用する備品を購入します。
図書購入費	児童生徒用の図書を購入します。
一般備品購入費	学校で必要となる備品を購入します。
特別支援学級備品購入費	特別支援学級用の備品を購入します。



学校徴収金

教育活動にかかる費用のうち保護者の方に負担していただく経費について学校徴収金として毎月集金させていただきます。

◆どのような費用を集金するの？◆

本校の学校徴収金の内容は次のようになっています。

教材費	児童に還元できる補助的な教材等の費用に充てます。
積立金	5年野外活動費、6年修学旅行費等として各学年で積み立てます。
給食費	1食285円の食べた食数分を翌月に集金します。
PTA会費	PTA規約に基づく会費です。PTAの委託により集金します。
その他	フッ素、スポーツ振興センター

◆集金方法はどのようなもの？◆

一宮市では毎月の集金に口座振替を導入しています。

指定銀行	ゆうちょ銀行
振替の手続き	・ゆうちょ銀行に普通預金口座を開設してください。 (名義は保護者名でも児童名でもよい) ※すでに口座をお持ちの場合はその口座が利用できます。 ・入学の説明時に配布する「自動払込利用申込書」を学校へ提出してください。
集金日	・毎月指定された日に登録口座から引き落としをします。 日には年間行事計画や学年便りでお知らせします。
集金額	・年度の初めに集金計画を出します。毎月の学年便りで最終的な金額をお知らせします。 ・自動振替手数料が10円かかります。 ・口座振替ができなかった場合は学校口座へ振り込みしていただきます。 ・就学援助を受けている方は減額されます。 (就学援助制度 参照) ・6月、11月、2月は、調整月として学年費の調整をします。

◇会計報告

- ・学期ごとに会計報告にて各学年の集金額、支払額、残金を報告します。
- ・3学期末は残金が出ないように3月の集金で調整します。